

鞠之部

自孝長十二年
至寬文三年

慶長十三年申年七月廿日

就鞠道之儀 勅書兼代 隆利明鏡也 此与督家

松平作塔之儀之因茲近礼明廣隆文故改總生

之乃今叙元年所給如先規速之其書法由件

慶長十三年七月廿日

左德院檢

河内守

範吉井宗相殿

右條令

德法月 十三年御判也

御節書

慶長三年申八月廿日

物類通之儀... 人... 年... 細... 類... 及者...

十二... 勅書...

位... 勅書...

向... 勅書...

慶長三年申八月廿日

飛鳥井...

右條令 信... 御... 令...

梅... 勅書...

冬...

類... 勅書...

抄寫... 大角

天正七年

御書

御書

寶永十一年

御書

御書

御書

寶永十一年

御書

御書

御書

御書

御書

信許出... 信許出... 信許出...

文書... 文書... 文書...

信... 信... 信...

信云

信云

阿部...

信判

阿部...

信判

松...

信判

板倉...

信判

酒井...

信判

信判

左...

寶文三年十月廿日

就緒這之後 執書每代 謹到任事 一令
少信之類 但由家之代 入到台 係事 有執書 狀

如件

寶文三年十月廿日

御家御到

執書并大納言及



右接奉御到法

